



袋井市への遺贈寄附をお考えの方へ

「自分の亡くなった後、財産の一部を思い入れのある袋井市のために役立ててほしい」というご意思にお答えするため、袋井市では、ご相談を承っております。

いただいたご寄附は、袋井市の様々な事業や活動に活用いたします。

遺贈寄附は、「自分がやりたかったこと」「今後に継承してほしいこと」を、未来に繋ぐことができる社会貢献のかたちです。

■遺贈寄附とは

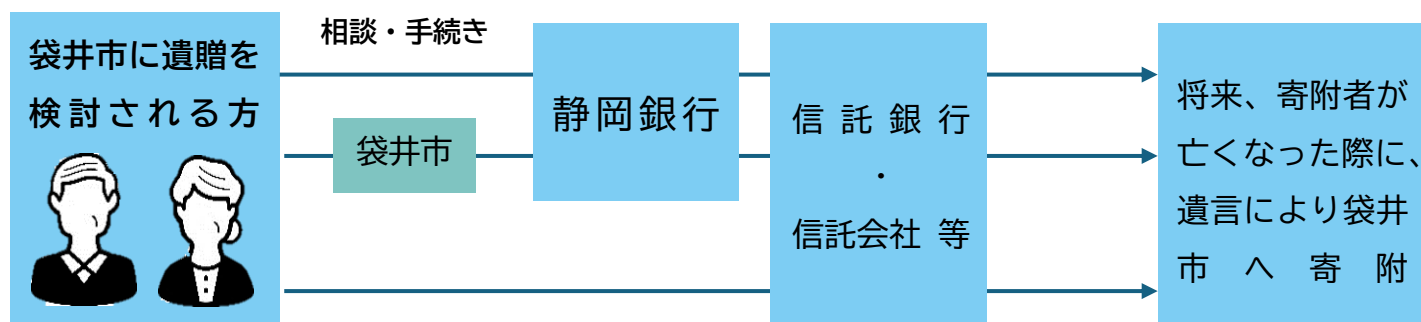
生前に遺言書など一定条件を満たした方法で、ご自身の意思を遺しておき、お亡くなりになった後、財産の一部またはすべてを自治体や団体へ寄附することです。

※袋井市では不動産などの現金以外の遺贈寄附は承っておりません。

■寄附の使い道の一例

●子育て・教育 ●福祉・健康 ●産業・経済 ●防災・安全 ●都市・環境 ●文化・生涯学習

■遺贈寄付の流れ



■袋井市提携先金融機関について

寄附をするための遺言の作成には、専門的な知識が必要となります。

遺言信託等を利用することで、契約に応じて費用が生じますが、専門家による助言や相続の執行が可能となります。

静岡銀行については袋井市との提携により、初回の相談料が無料です。



静岡銀行

お問い合わせ

袋井支店 ☎0538-42-3131
(最寄りの店舗にご連絡ください。)

平日：9時～17時まで

(土日祝日及び12月31日から1月3日は除く)

袋井市役所 財政課 財政係

電話 0538-44-3159

メール zaisei@city.fukuroi.shizuoka.jp